

債務負担行為として定められた複数年度にわたる業務委託契約におけるスライド条項
（賃金水準の変動に基づく業務委託料の変更）の適用の手引き

本手引きは、愛知中部水道企業団業務委託等契約約款（以下「契約約款」という。）第22条の2のスライド条項の適用について、賃金水準の変動による業務委託料の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や愛知中部水道企業団（以下「本企業団」という。）及び受託者間における協議の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1 適用対象契約等

適用対象契約		債務負担行為として定められた複数年度にわたる業務委託契約で、直接人件費の割合が高い契約（入札・随意契約）を対象とする。 ただし、基準日以降、残履行期間が2か月以上ある契約に限る（基準日及び残履行期間の定義は「3 スライド額の算出方法」に定めるとおり）。
業務委託料 変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残業務委託量に対する直接人件費
	請求者の負担	残業務委託料の100分の1（1.0%）

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①、②の方法で明示します。

※ 入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ① 「本契約は、債務負担行為として定められた複数年度にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動に基づく業務委託料の変更）を適用する契約である。」といった文言を記載
- ② 設計図書に「愛知中部水道企業団業務委託等契約約款第22条の2に係る特記仕様書」（別紙。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付

3 スライド額の算出方法

算出方法は、次表のとおりで、スライド特記仕様書において本企業団が指定する方法です。

※ 適用する算出方法は、案件ごとにスライド特記仕様書において次表のとおり明示し、入札公告後に変更することはありません。（別添「スライド特記仕様書」参照）

スライド特記仕様書	
賃金水準	変更金額算出方法
労務単価 （該当労務単価：〇〇）	本企業団設計書による算出

なお、請求日等の定義は以下のとおりとします。

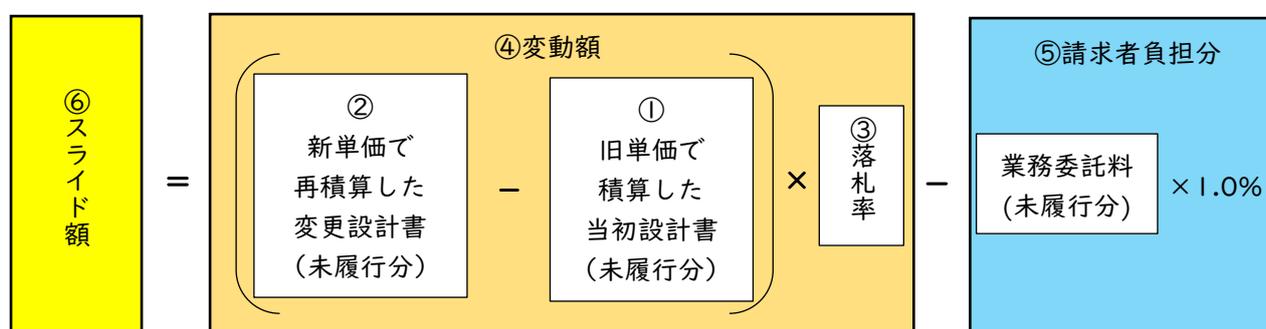
- ・請求日：スライド変更の可能性があるため、本企業団又は受託者が業務委託料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- ・基準日：労務単価を算出する基準となる日。請求日とすることを基本とする。
- ・残履行期間：基準日以降の履行期間とする。

● 本企業団設計書の単価（労務単価）による算出

積算時の労務単価を基準日以降の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

本企業団は、「①旧単価で積算した当初設計書（未履行分）」と「②新単価で再積算した変更設計書（未履行分）」との差額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



※ スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における業務委託料には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、履行開始日より12か月経過した日（請求日）を基本とします。また、請求日から起算して14日以内で、本企業団と受託者が協議して定める日とすることも可能とします。
- ・消費税及び地方消費税相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨てとします。

4 スライド額の協議

（別添「契約約款第22条の2に伴う実施フロー（受託者から本企業団へ請求する場合）」参照）

(1) 事前打合せ

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目安に本企業団と受託者で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続の進め方を確認し、(2)以降の手続きに係る準備を進めてください。

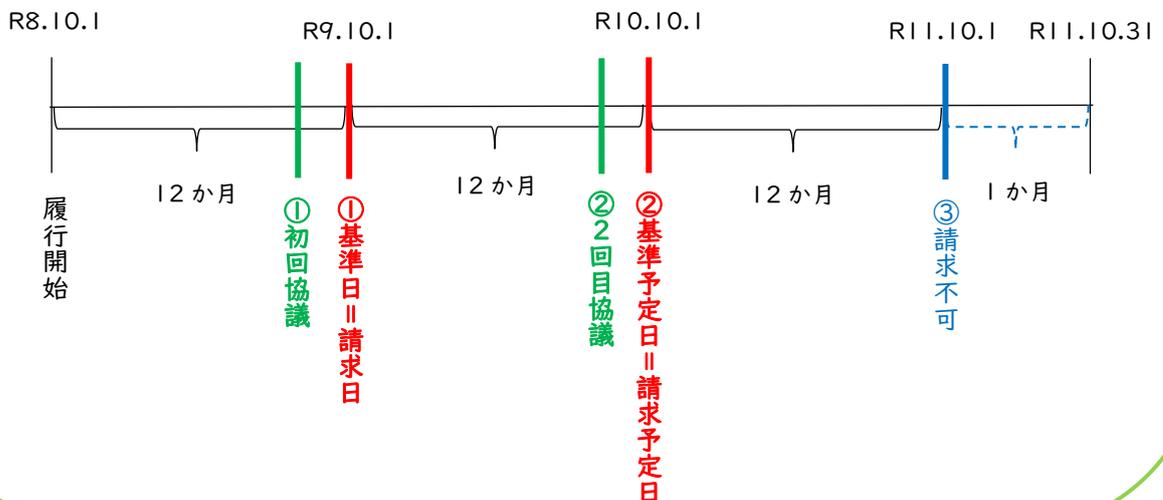
(2) スライド協議の請求

スライド協議の請求は、履行開始日より12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1-1）をご提出ください。

なお、請求に際しては、残りの履行期間（基準日以降の履行期間）が基準日から2か月以上あることが必要です（【例】参照）。

【例】履行期間：令和8年10月1日から令和11年10月31日まで（37か月）の場合

- ① 初回スライド協議（①基準日＝請求日）
原則として令和9年10月1日を基準日とし、基準日前月から基準日月までに協議開始を行う。
- ② 2回目のスライド協議（②基準予定日＝請求予定日）
原則として令和10年10月1日を基準予定日とし、基準予定日前月から基準予定日月までに協議開始を行う。
- ③ 3回目のスライド協議は、令和11年10月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、請求することはできない。



(3) 協議開始日の設定

本企业団から受託者に対し、スライド協議開始日について、書面（様式2）により通知します。

(4) スライド額の協議

本企业団が算出したスライド額について、本企业団と受託者で書面（様式3）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、スライド協議開始日から14日以内に承諾書（様式4）を提出してください。承諾書の提出がない場合は、契約約款第22条の2第3項ただし書きの規定に基づき、本企业団から受託者に対し、書面（様式5）によりスライド額を通知します。

※ 変動額を算出した結果、変動額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額＝0円」として、様式6により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

※ 3年目以降の再スライドについても、同様に扱うものとします。

5 変更契約

本企業団と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

6 延滞金及び違約金

延滞金及び違約金については、業務委託料を基に算出するため、本制度の適用により業務委託料を変更した場合は、変更後の業務委託料を基に算出します。

7 適用年月日

令和8年4月1日以降に入札公告等を行い、令和8年度より履行期間が始まる契約から適用します。

なお、変更契約は、履行開始日より12か月経過後からとなるため、実際に業務委託料を変更するのは令和9年度以降です。

※ 令和8年3月31日までに公告済、又は契約済の案件は、本制度の対象となりません。

【参考】 契約約款第22条の2に伴う実施フロー（受託者から本企業団へ請求する場合）

